

企業版ふるさと納税 状況報告について

令和3年度 第1回 大和高田市まち・ひと・しごと創生会議
令和3年8月25日（水）～（書面開催）

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

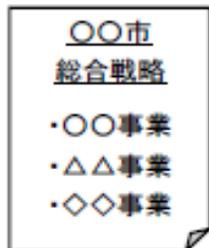


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

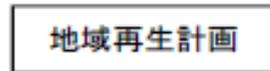
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

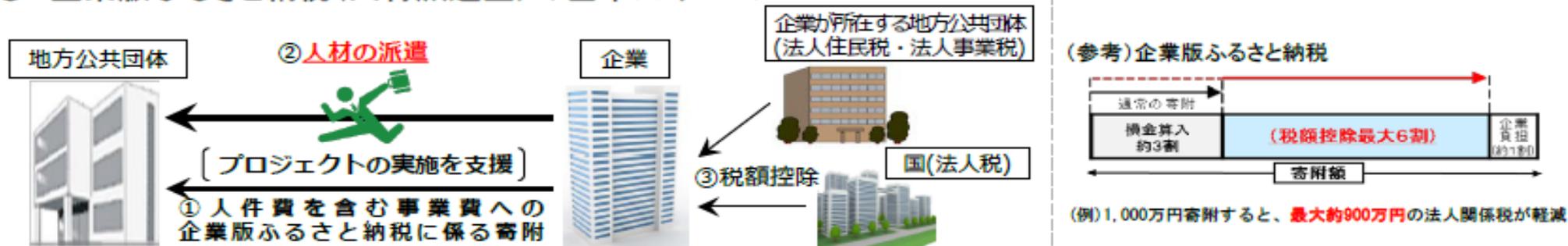


◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,148市町村(令和3年度第1回認定後)

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

企業版ふるさと納税の認定状況について

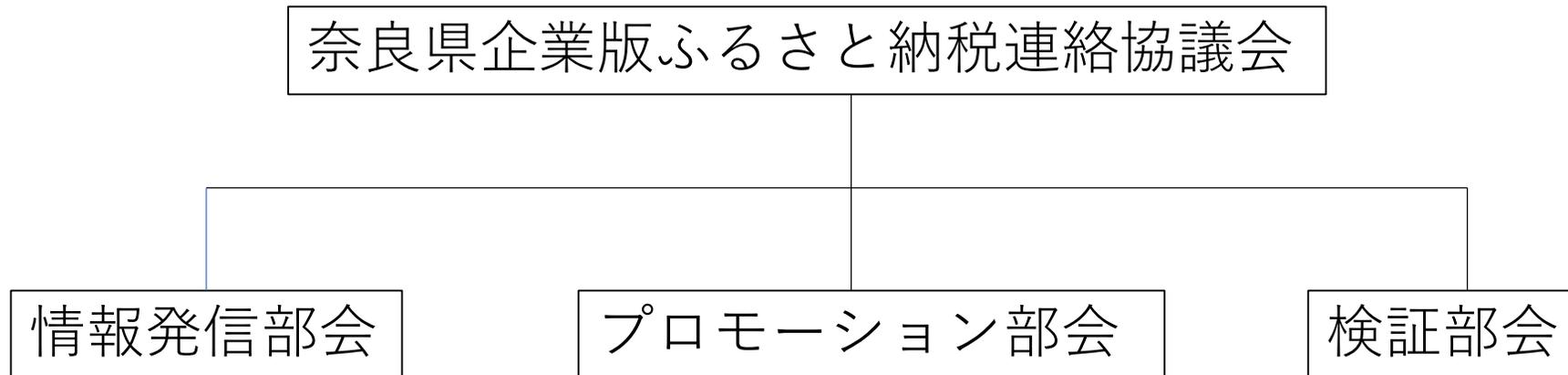
R2.9.9 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に係る
地域再生計画認定申請

「大和高田市まち・ひと・しごと創生推進計画」

R2.11.6 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に係る
地域再生計画認定(令和2年度第3回)

奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会

奈良県が中心となり、奈良県と県内全市町村が協働し、企業版ふるさと納税の制度活用を推進するために設置（R3.2）



奈良県企業版ふるさと納税連絡協議会 各部会

設置部会名	主な業務
情報発信部会	・ PRパンフレットの作成、SNSによる一元的な情報発信 等
プロモーション部会	・ 企業開拓ノウハウ等の共有に向けた情報収集 ・ 共同アプローチの実施による寄附の呼びかけ 等
検証部会	・ 事業の効果検証に関するアドバイザー等への意見聴取 ・ 寄附を契機とした企業との連携拡大・深化に向けた、 県・市町村の取組へのアドバイザー等からの助言 等

協議会等を活用し、「第2期大和高田市まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けた事業の新たな財源確保を図っていけるよう受け入れ体制を整備します。